

非常勤の職員の報酬等に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市条例第 3 / 号

# 非常勤の職員の報酬等に関する条例の特例に関する条例

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、長崎市議会議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における当該議員への議員報酬及び期末手当の支給について、非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年長崎市条例第 24 号）の特例を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 市議会の定例会及び臨時会の本会議並びに長崎市議会委員会条例（昭和 31 年長崎市条例第 23 号）に基づき設置された常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (2) 欠席期間 市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日又は第 6 条第 2 項の規定による届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間をいう。

## (議員報酬の減額)

第 3 条 長崎市議会議員（以下「議員」という。）が自己都合、疾病その

他の事由により市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員の議員報酬から欠席期間に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

| 欠席期間               | 減額の割合   |
|--------------------|---------|
| 90日を超え180日以下であるとき  | 100分の20 |
| 180日を超え365日以下であるとき | 100分の30 |
| 365日を超えるとき         | 100分の50 |

- 2 前項の規定は、欠席期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日又は第6条第2項の規定による届出のあった日のいずれか早い日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。
- 3 減額した議員報酬を支給する場合において、第1項の規定により適用される割合が月の中途において異なることとなる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）の前6カ月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、非常勤の職員の報酬等に関する条例第8条の規定により支給されるべき期末手当の額に、基準日の前6カ月以内の期間において同条例第2条第1項の規定により支給されるべき報酬の額の合計額のうち前条の規定により減額して支給を受けた報酬の額の合計額の割合を乗じて得た額とする。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席したときは、当該欠席に係る期間は、欠席期間の日数に含まない。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長崎市条例第29号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) その他やむを得ないと議長が認める場合  
(長期欠席及び復帰に係る届出)

第6条 議員は、市議会の会議等を90日を超えて欠席する必要が生じたときは、その旨を長期欠席届出書により議長に届け出なければならない。この場合において、自らが届け出ることが困難なときは、代理人をもって届け出ることができる。

2 議員は、前項の規定による届出をした後、会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書により議長に届け出なければならない。

3 議員は、前2項の規定による届出の際には、医師が記載した証明書等を添えなければならない。

(端数計算)

第7条 この条例の規定により議員報酬又は期末手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長及び議長が定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 5 月 2 日から施行する。